

## 平成23年東北地方太平洋沖地震等に係る特例措置について

## 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の掛金納付期限延長特例措置適用地域

## 共済契約者及び委託機関の皆様へ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震等により、被害を受けられた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

中小機構では、被災された小規模企業共済契約者及び中小企業倒産防止共済契約者について掛金の納付期限を 6 ヶ月間（当面：平成 23 年 4 月分～9 月分）延長できる手続きを、掛金納付方法ごとに区分して次の通り実施します。

なお、掛金納付期限の延長期間については、後納割増金が生じないように手当します、また、延長期間は、共済金等の計算のための掛金納付月数に算入されますので不利益を生じることはありません。

## 1. 預金口座振替による掛金納付の方

## (1) 掛金納付期限延長措置を自動適用している地域

災害救助法適用地域（東京都を除く。以下同じ）のうち津波等の被害が甚大な太平洋沿岸部及び福島第一原子力発電所避難・屋内退避対象の地域で、預金口座振替によって掛金を納付されている共済契約者の皆様方については、平成 23 年 4 月分の掛金を停止し、掛金納付期限延長措置を自動適用してあります。

## 【手続きについて】

- ① 機構から該当地域のご契約者の皆様方に掛金納付期限延長措置を適用してある旨のご案内を平成 23 年 4 月 15 日に送付（予定）致します。
- ② 掛金納付期限延長を「希望されない方」は、ご案内に同封してある返信用封筒で機構にお申し出いただくことになります。
- ③ 文書、FAX、電話でも受け付けしております。

※確認内容は次のものとします。

共済契約者番号、共済契約者名、生年月日、住所、電話番号、現在の連絡先（住所、電話番号）

- ④ ご案内が「宛所不明」などで機構へ返送されてきた契約者の皆様方については、掛金納付期限延長措置を自動適用して平成 23 年 5 月分以降も引き続き平成 23 年 9 月分まで（当面）の掛金請求を停止します。

## 青森県：2市町

八戸市	上北郡おいらせ町
-----	----------

## 岩手県：12市町村

釜石市	宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市
上閉伊郡大槌町	下閉伊郡岩泉町	下閉伊郡田野畑村	下閉伊郡普代村	下閉伊郡山田町
九戸郡野田村	九戸郡洋野町			

**宮城県:全35市町村**

仙台市宮城野区	仙台市若林区	石巻市	塩竈市	気仙沼市
名取市	岩沼市	多賀城市	東松島市	亶理郡山元町
亶理郡亶理町	宮城郡七ヶ浜町	宮城郡松島町	宮城郡利府町	牡鹿郡女川町
本吉郡南三陸町				

**福島県:59市町村**

相馬市	いわき市	田村市	南相馬市	双葉郡大熊町
双葉郡葛尾村	双葉郡川内村	双葉郡富岡町	双葉郡浪江町	双葉郡楢葉町
双葉郡広野町	双葉郡双葉町	相馬郡飯舘村	相馬郡新地町	

**茨城県:37市町村**

日立市	高萩市	北茨城市	ひたちなか市	鹿嶋市
神栖市	鉾田市	東茨城郡大洗町	那珂郡東海村	

**千葉県:1区6市1町**

旭市	山武市	山武郡九十九里町
----	-----	----------

**(2)ご希望により掛金納付期限延長措置を適用する地域**

上記(1)以外の災害救助法適用地域で、預金口座振替によって掛金を納付されている共済契約者の皆様方については、平成 23 年 4 月分の掛金は請求します。

ご希望により掛金納付期限延長措置を適用いたします。

**【手続きについて】**

- ① 機構から該当地域のご契約者の皆様方に掛金納付期限延長措置についてのご案内を平成 23 年 4 月 15 日に送付（予定）致します。
- ② 掛金納付期限延長を「希望される方」は、ご案内に同封してある返信用封筒で機構にお申し出いただくこととなります。
- ③ 文書、FAX、電話でも受け付けしております。

※確認内容は次のものとします。

共済契約者番号、共済契約者名、生年月日、住所、電話番号、現在の連絡先（住所、電話番号）

**岩手県:22市町村全域**

盛岡市	一関市	花巻市	北上市	遠野市
二戸市	八幡平市	奥州市	岩手郡岩手町	岩手郡葛巻町
岩手郡滝沢村	岩手郡雫石町	紫波郡紫波町	紫波郡矢巾町	和賀郡西和賀町
胆沢郡金ヶ崎町	西磐井郡平泉町	東磐井郡藤沢町	気仙郡住田町	九戸郡軽米町
九戸郡九戸村	二戸郡一戸町			

**宮城県:19市町村全域**

仙台市青葉区	仙台市太白区	仙台市泉区	白石市	角田市
登米市	栗原市	大崎市	刈田郡蔵王町	刈田郡七ヶ宿町
柴田郡大河原町	柴田郡川崎町	柴田郡柴田町	柴田郡村田町	伊具郡丸森町
黒川郡大和町	黒川郡富谷町	黒川郡大衡村	黒川郡大郷町	加美郡加美町
加美郡色麻町	遠田郡美里町	遠田郡涌谷町		

**福島県:45市町村全域**

福島市	会津若松市	郡山市	白河市	喜多方市
須賀川市	二本松市	伊達市	本宮市	伊達郡川俣町
伊達郡国見町	伊達郡桑折町	安達郡大玉村	南会津郡下郷町	南会津郡只見町
南会津郡桧枝岐村	南会津郡南会津町	岩瀬郡鏡石町	岩瀬郡天栄村	耶麻郡猪苗代町
耶麻郡北塩原村	耶麻郡西会津町	耶麻郡磐梯町	河沼郡会津坂下町	河沼郡柳津町
河沼郡湯川村	大沼郡会津美里町	大沼郡金山町	大沼郡昭和村	大沼郡三島町
東白川郡鮫川村	東白川郡棚倉町	東白川郡塙町	東白川郡矢祭町	西白河郡泉崎村
西白河郡中島村	西白河郡西郷村	西白河郡矢吹町	石川郡浅川町	石川郡石川町
石川郡玉川村	石川郡平田村	石川郡古殿町	田村郡小野町	田村郡三春町

**茨城県:28市町村**

水戸市	土浦市	石岡市	龍ヶ崎市	下妻市
常総市	常陸太田市	笠間市	取手市	牛久市
つくば市	潮来市	常陸大宮市	那珂市	かすみがうら市
桜川市	行方市	つくばみらい市	小美玉市	筑西市
稲敷市	東茨城郡茨城町	東茨城郡城里町	久慈郡大子町	稲敷郡阿見町
稲敷郡美浦村	稲敷郡河内町	北相馬郡利根町		

**栃木県:15市町**

宇都宮市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市
さくら市	那須塩原市	那須烏山市	芳賀郡市貝町	芳賀郡芳賀町
芳賀郡益子町	芳賀郡茂木町	塩谷郡高根沢町	那須郡那珂川町	那須郡那須町

**千葉県:1区4市**

千葉市美浜区	習志野市	我孫子市	浦安市	香取市
--------	------	------	-----	-----

**長野県:1村**

下水内郡栄村
--------

**新潟県:2市1町**

十日町市	上越市	中魚沼郡津南町
------	-----	---------

## 2. 委託団体名簿方式による掛金納付の方

災害救助法適用地域（上記(1)、(2)地域）で、委託団体名簿方式によって掛金を納付されているご契約者の皆様方については、平成 23 年 4 月分の掛金は請求します。

ご希望により掛金納付期限延長措置を適用いたします。

### 【手続きについて】

- ① 掛金納付期限の延長を「希望される方」は、委託団体経由で機構にお申し出いただくこととなります。
- ② 機構から委託団体宛てへご案内する通知文に基づいて「掛金納付期限延長を希望する」旨のリストをご返送いただくか、文書、FAX、電話によりお申し出ください。

※確認内容は次のものとします。

共済契約者番号、共済契約者名、生年月日、住所、電話番号、現在の連絡先（住所、電話番号）、委託団体名、電話番号、担当者名

## 3. 災害救助法適用地以外で一連の地震により被災された方

ご希望により掛金納付期限延長措置を適用いたします。

### 【手続きについて】

- ① 掛金納付期限延長を「希望される方」は、機構にお申し出いただくこととなります。
- ② 小規模企業共済制度加入の方においては、お近くの金融機関や商工団体の窓口に、中小企業倒産防止共済制度加入の方においては、登録委託機関(加入手続きをした金融機関又は委託団体)の窓口にお申し出ください。

※確認内容は次のものとします。

共済契約者番号、共済契約者名、生年月日、住所、電話番号